Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.12 2003年06月12日

台湾特許法改正
（実用新案出願の経過措置について）

2003年2月6日付公布の台湾特許法改正において実用新案出願の方式審査による登録制度が導入されたことに伴い、実用新案出願に係る経過措置については、台湾特許庁（経済部知的財産局）は、その運用について2003年6月11日付にて改めて公告しました。

その公告によると、同特許法改正の施行時期は2004年7月1日とすることで決定致しました。

当該公告の内容は、次のとおりご案内申し上げます。

記

公　　告　　日：2003年6月11日

公告文書発行日：2003年6月10日

主　　旨：2003年7月1日以降出願の実用新案出願は、特許法改正の施行前に未だ審査が確定していない場合は、新法の適用を受け、方式審査のみに改める。

説　　明：1. 今年（2003年）2月6日付総統令改正公布した特許法（以下、新法という。）において新法第135条に「本法の改正施行前に未だ審査が確定していない出願については、改正施行後の規定を適用する」と規定しており、実用新案出願について方式審査による登録制度が導入され、2004年7月1日以降施行予定の新法の施行後において未だ審査が確定していない実用新案出願は、前記規定に基づき方式審査による登録に改める。

2. 当局は新法の公布後に、審査確定していない実用新案出願について審査を速やかに着手しているが、実用新案出願の件数が多いことと当局の審査人員が不足していることから、現在までの出願及び審査確定の件数状況から判断すると、2003年7月1日以降出願の実用新案出願は、2004年7月1日新法施行後においても、審査を確定できない虞れがあるため、方式審査による登録に改めるものとする。

3. 2003年7月1日以降、実用新案出願しようとする出願人が新法の施行後に伴う大幅な変更を理解し準備できるよう、ここにおいて公告する。

以上